今治市公告第 153 号

今治市契約規則（平成 17 年今治市規則第 63 号）第５条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札を執行するので、同規則第６条第１項の規定により公告します。

令和６年４月８日

今治市長　徳永　繁樹

1　入札物件

Ｎｏ	品　名	品質・規格 寸法・銘柄	数　量 単　位	納入期限	納入場所	備　考
1	コンテナ用リフト （リーチスタッカー）	仕様書の とおり	１台	令和８年 ６月 30 日	今治港 富田埠頭	

2　入札に参加する者に必要な資格

当該入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

（１）　当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成 17 年今治市要綱第 92 号）及び今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成 22 年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者

（２）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者

（３）　公告日から落札決定の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成 17 年今治市要綱第 18 号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者

（４）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。

（５）　今治市暴力団排除条例（平成 22 年今治市条例第 50 号）第２条第１号から第３号までの規定に該当しない者

（６）　この入札の公告日までに、日本国内において当該入札物件と同程度のリーチスタッカーの納入実績がある者

3　担当部署

（１）入札及び契約に関する担当部署

今治市役所総務部総務政策局契約課

〒794-8511 今治市別宮町１丁目４番地１　本庁第２別館７階

TEL：0898-36-1560

FAX：0898-32-5284

E-MAIL：keiyaku@imabari-city.jp

（２）物件に関する担当部署

今治市役所建設部建設政策局港湾漁港課

〒794-0013　愛媛県今治市片原町１丁目 100 番地３　みなと交流センター３階

TEL：0898-36-1545

FAX：0898-22-4121

E-MAIL：kouwanka@imabari-city.jp

4　スケジュール

公告	令和６年４月８日（月）
質問受付締切	令和６年４月 17 日（水）
入札参加手続締切	令和６年４月 23 日（火）
入札書到着期限	令和６年５月８日（水）
開札日	令和６年５月９日（木）
契約保証金支払期限	令和６年５月 21 日（火）

5　説明会

説明会は開催しないこととします。

6　質問及び回答

（１）　質問

ア　提出期間

公告日から令和６年４月 17 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時 30 分から 17 時 15 分まで（必着）

イ　提出場所

前記「３（１）入札及び契約に関する担当部署」

ウ　提出方法

提出期間内に、質問書（様式第１号）を持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出することとします。（ファクシミリ又は電子メールの場合は、前記「３（１）入札及び契約に関する担当部署」に着信を確認してください。）

なお、口頭又は電話による質問は、原則受け付けないこととします。

（２）　回答

令和６年４月 19 日（金）17 時 15 分までに質問者全員に対する電子メール及び前記「３　担当部署」の窓口での閲覧により回答することとします。

7　入札参加手続

（１）受付期間

公告日から令和６年４月 23 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８

時30分から17時15分まで（必着）

（２）提出場所
前記「３（１）入札及び契約に関する担当部署」
（３）提出書類
ア　一般競争入札参加申込書（様式２号）
イ　物品調達等契約実績申告書（様式３号）
ウ　上記以外の書類で、入札の参加資格を確認するため、追加で提出を依頼する場合があります。
（４）提出方法
提出期間内に７（３）に掲げる書類を持参、郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、封筒の表に件名並びに入札参加希望者の住所及び照合又は名称を記載し、「入札参加資格申込書在中」と朱書してください。）
（５）入札参加決定の通知
入札参加決定者には、入札参加決定通知書を電子メールにて送付します。
なお、入札書等様式については、決定通知書と併せて送付します。

8　開札日時及び場所
入札は郵便入札で実施します。
（１）　入札書到着期限　　令和６年５月８日（水）必着
（２）　開　札　日　時　　令和６年５月９日（木）午前10時30分から
（３）　開　札　場　所　　今治市役所庁舎 第１別館　８階入札室

9　入札方法等
（１）　入札は「一般書留」または「簡易書留」のいずれかによる郵送に限るものといたします。詳細につきましては、決定通知書と併せて送付する「入札説明書」でご確認ください。
（２）　消費税、地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には消費税込みの金額を記載してください。
（３）　有効な入札を行った方のうち、予定価格（消費税込みの金額）以下で最も低い金額を提示した方を落札者とします。入札者が１者の場合でも当該入札を有効とします。
また、落札者となるべき同価格の入札をした方が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
（４）　１回目の入札で、全者が予定価格（消費税込みの金額）超の場合等で、落札者が決定しなかった場合は再度入札（郵便入札）を行います。この場合は、１回目の開札後、速やかに１回目の最低入札価格及び再度入札の入札書提出期限等を電子メール等で、入札参加者に通知しますので、提出期限までに再度、入札書を郵送してください。

10　入札保証金及び契約保証金
（１）　入札保証金については、今治市契約規則第10条第２号により免除とします。

（２） 契約保証金については、契約金額の 10 分の１以上の金額を令和６年５月 21 日（火）までに納めていただきます。

ただし、今治市契約規則第 61 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付は免除とします。

11 入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は、無効とします。

（１） 「一般書留」、「簡易書留」以外の方法で入札書を提出したもの
（２） 入札書を同一案件につき２通以上提出したもの
（３） 封筒及び入札書等に入札件名等の必要事項が記載されていないもの
（４） 封筒と入札書等の記載内容が一致しない入札をしたもの
（５） 入札書の記載事項が不明なもの又は記名及び押印がないもの並びに金額を訂正したもの
（６） 入札書到着期限を過ぎて到着したもの

12 契約書作成の要否

要

13 契約の成立

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第７号）第 96 条第１項第８号の規定により、今治市議会の議決を得たときに、本契約として成立するものとします。

14 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札決定後、当該契約の締結までの間において、当該落札者が「２ 入札に参加する者に必要な資格」に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがあります。

15 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、今治市契約規則、仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることができません。

16 その他

公告に定めのない事項については、今治市契約規則、今治市一般競争入札実施要領等の規定によるものとします。

様式第1号

質　問　書

令和　　年　　月　　日

（宛先）今治市長

住　所
商号又は名称
職名及び氏名
担当者氏名
電話番号　　（　　　　　）
FAX 番号　　（　　　　　）
E-MAIL

コンテナ用リフト（リーチスタッカー）購入に係る一般競争入札に関して下記のとおり質問いたします。

記

■質問事項

様式第２号

一般競争入札参加申込書

令和　　年　　月　　日

（宛先）今治市長

一般競争入札参加申込者
（令和５・６年度入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は受任者）
住　所

商号又は名称

職名及び氏名　　　　　　　　　　（使用印）

電話番号　　（　　　　　）
FAX 番号　　（　　　　　）
E-MAIL

コンテナ用リフト（リーチスタッカー）購入に係る一般競争入札 について、参加するために、関係書類を添えて申込します。

なお、公告文中の「２ 入札に参加する者に必要な資格」は満たしております。

様式第３号

物品調達等契約実績申告書

年　　月　　日

今治市長　　様

一般競争入札参加申込者
（令和５・６年度入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は受任者）
住　所

商号又は名称

職名及び氏名

記

区　　分	1	2	3
物　件　名 （契約名）			
発注機関			
契約金額	円	円	円
契約年月日	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日
納入期限	年　　月　　日	年　　月　　日	年　　月　　日

（注）

1　過去に当該入札案件と同程度以上の代表的な物件（契約履行中の物件を含む）を記載すること。

2　契約金額には消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

3　今治市発注以外の物件は、実績が確認できる資料（契約書の写し等）を添付すること。

リーチスタッカー仕様書

令和６年４月

今　治　市

リーチスタッカー仕様書

概　要

この仕様書は、港湾荷役機械リーチスタッカー（5段積み／45ｔ級）に適用するもので、納入機は以下に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、港湾荷役作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものとする。

また、納入機は平成3年10月8日付け、建設省経機発第249号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定され、4次基準値に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については今治市（以下「甲」という）と、物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定する。

1.　性　能

(1) 最大コンテナ積上段数	5段
(2) 最大荷重（１列／２列／３列）	(45ﾄﾝ／31ﾄﾝ／16ﾄﾝ) 以上
(3) 最大揚高	14,900㎜以上
(4) ブーム角度	0～59度以上
(5) 上昇速度（無負荷・負荷）	秒速380・240㎜以上
(6) 下降速度（無負荷・負荷）	秒速480・550㎜以上
(7) 走行速度（最高）	前進時速27km以上
	後進時速19km以上（車検仕様時前後進時速19km）
(8) 登坂能力（負荷）	19%以上（時速2km）
(9) 最大牽引力（負荷）	32,300kg以上
(10) 最小旋回半径（車体最外部）	8,600㎜以下
(40ﾌｨｰﾄｽﾌﾟﾚｯﾀﾞ)	10,770㎜以下

2.　主要諸元

(1) 全　　長（ブーム水平・最縮）	11,400㎜以内
(2) 全　　幅（車体のみ）	4,300㎜以内
（スプレッダ込み）	6,042㎜以内
(3) 全　　高（ブーム水平）	4,840㎜以内
(4) 最低地上高（尿素ﾀﾝｸﾌﾞﾘｰｻﾞ）	280㎜以上
(5) 空 車 重 量	70ﾄﾝ以下
(6) 最 大 重 量	115ﾄﾝ以下
(7) 乗 車 定 員	1人

3.　車　体	
(1) 機　　関	
名　　称	ディーゼルエンジン（4次排ガス規制対応）
形　　式	4サイクル水冷直列6気筒直噴式ターボインタークーラー付き
定格出力	265kW 以上
(2) 総排気量	10.84 リットル以上
(3) 走行動力伝達装置	
型　　式	パワーシフト常時噛み合い式
変速段数	前進5段以上、後進3段以上
(4) 制御装置	
常用ブレーキ	前輪制動湿式多板ディスクブレーキ式
駐車ブレーキ	乾式ディスクブレーキ
(5) かじ取り装置	
形　　式	後輪換向式、パイロット・ステアバルブ式
(6) タイヤ	
前車輪（数／型式）	(4／18.00－25－40PR)
後車輪（数／型式）	(2／18.00－25－40PR)
(7) キャビン（運転室）	
形　　式	前後油圧スライド式
窓	前面左右ガラス
窓（天井）	スモークフィルム（透過率 30%）
ワイパ	電動式（前、天井）各1個以上
(8) 燃料タンク容量	535 リットル以上
(9) 作動油容量	419 リットル以上
4.　荷役装置（スプレッダ）	
形　　式	
適合コンテナ	油圧駆動テレスコ式
引掛け具	20ft、40ft（ISO フィッティング付き）
旋回角	＋105℃　～　－195℃
サイドシフト	左右各 800mm 以上
5.　油圧装置	
ブームシリンダ	複動ピストン式
伸縮シリンダ	複動ピストン式
油圧ポンプ	斜板ピストン式および歯車式
切替バルブ	比例制御式及びソレノイド式

6.　照明装置類等

(1) 前照灯	LED、左右フェンダ上面各１個以上
(2) 前部方向指示灯	左右フェンダ上面各１個以上
(3) 車幅灯	左右フェンダ上面各１個以上
(4) 前部作業灯	LED、左右フェンダ上面各１個以上
(5) バックミラー	左右フェンダ上面各１個以上
(6) 後方確認ミラー	カウンタウエイト上１個以上
(7) 制動灯	カウンタウエイト後面左右各１個以上
(8) 尾灯	カウンタウエイト後面左右各１個以上
(9) 後部方向指示灯	カウンタウエイト後面左右各１個以上
(10) 後退灯	カウンタウエイト後面１個以上
(11) 後部反射器	カウンタウエイト後面左右各１個
(12) 後部作業灯	LED、ブームサポート後面左右各１個以上
(13) スプレッダ作業灯	LED、スプレッダ後面左右各１個以上
(14) ブーム作業灯	LED、ブーム左右側面各３個以上
(15) キャブ室内灯	LED、キャビン内左右各１個以上
(16) ラジオ	キャビン天井にはめ込み式
(17) 拡声器	ハンドマイク式１個以上
(18) バックブザー	カウンタウエイト上面１個
(19) 電子ホーン	１個
(20) 消火器	１個
(21) スプレッダ着床確認灯	１個
(22) ツイストロック、ロック確認灯	１個
(23) ツイストロック、アンロック確認灯	１個

7.　安全装置

(1) リフトインターロック	ツイストロックが確実に作動していない時にリフト機構が作動しないようにロックすること。
(2) ツイストインターロック	リフト作動中はツイスト機構が作動しないようにロックすること。
(3) 過負荷防止装置（電気式過負荷防止装置）	過負荷時は危険側に荷役装置が作動しないようにロックすること。
(4) ドアインターロック	ドアが開放の時は荷役装置は作動しないこと。

8.　計器類及び付属品

(1) カラー液晶パネル（下記機能を含む）　　一式

・燃料計

・水温計

・アワーメーター
・デジタル時計
・変速機油温計
・ツイストロックインジケータ
・コンテナ重量表示
・ブーム角度
・スプレッダ位置
・車体安定度モニター
・エラー表示

(2) ターンシグナルパイロットランプ	一式
(3) エアヒータインジケータ	一式
(4) パーキングブレーキランプ	一式
(5) バッテリーチャージランプ	一式
(6) エラー表示ランプ	一式
(7) ヒーター付きエアコンディショナー	一式
(8) フロアマット	一式
(9) メーカー性能保証書	1部
(10) 1年間の保証	1式
(11) 取扱説明書	1部
(12) 部品表	1部
(13) 完成写真	1部

9. 特殊装置等

(1) スプレッダ	ELME製、旋回、伸縮制御、オートセンタリング	
(2) スプレッダフリッパ	スライドタイプ、100㎜	
(3) グッドビューア	車両前方カメラ有り リア、サイドカメラ用LEDランプ有り	
(4) 後方確認用7インチモニタ	1個	
(5) 後方確認用広角カメラ	1個	
(6) SPRツイストロックピン	フロント左右LEDライト	左右1個
(7) SPRツイストロックピン	フロント左右カメラ	左右1個
(8) 7インチモニタ	1個	
(9) スタッカコーンボックス	左右1個	
(10) 天井ガラス部スモークフィルム	透過率30%	
(11) 黄色LEDフラッシュ灯	リアウエイト上1個、ON/OFFスイッチ式	
(12) 社名・文字記入		

10. 塗装

国土交通省建設機械塗装基準相当とし、塩害対策として防錆処理を施すものとする。

11.　指定文字書

別途打合せとする。

12.　銘板

荷役機械の本体には、見易い箇所に金属製の総合銘板を取り付けるものとする。

なお、総合銘板には、車名又は車両型式、製作者名、製造年月日を記載するものとする。

13.　検査

乙は、十分にならし運転を行った後に検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに適当な作業を行って全般的な機能及び各装置の検査をする。

なお、検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

14.　保証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせる場合がある。

15.　部品の供給及び保守体制

15－1　乙は、保証期間中のサービス及び事後の委託保守、部品の供給について、的確な対処を行う。

15－2　乙は、当該車両の点検にあたり、納入後 10 年間は部品を国内で迅速に調達できる補給体制を確保する。

16.　その他の事項

16－1　納入品等の指定

納入機本体は国産で、新品でなければならない。

16－2　提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

16－3　引渡し後の技術指導

設備の引渡しの際に、実設備を使い保守管理者及び運転者に対して設備の取扱い・運転操作・メンテナンスに関する十分な技術指導を行うものとする。

16－4　リサイクル料金が必要な場合には、乙が負担する。

17.　納入場所

今治港富田埠頭（今治市富田新港 1-5）

18.　納入期限

令和８年６月 30 日